

第147回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2021 年 3 月 29 日（月）

WEB によるオンライン会議

○関計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 147 回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます環境局自然環境部計画課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、皆様に御報告がございます。本審議会の委員でいらっしゃいました武蔵村山市長の藤野勝委員が、先月 2 月 3 日に御逝去されました。藤野委員は、第 23 期から委員を務めていただいております。これまで多くの事項につきまして御審議をいただきました。心から哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りいたしたいと思います。

なお、後任につきましては、手続の関係から欠員とさせていただきます。

それでは、本日は前回に引き続きウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

委員の皆様が御発言いただく際は、Zoom の機能を使用いただきまして挙手をしていただき、御発言の意思をお知らせください。会長が指名をいたしますので、指名されましたらミュートを解除し、お名前をおっしゃっていただき、御発言いただきますようお願いいたします。

なお、チャットでの御発言は御遠慮願います。

発言者の方以外は、会議中はミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、カメラにつきましては、こちらからの指示がなければ常に映っている状態をお願いいたします。

審議の採決につきましては、異議のある方のみ、発言するときと同様に Zoom の機能を使用いただきまして挙手をしていただく形とさせていただきます。

本日は傍聴の申出がございますので、ウェブで傍聴されておりますことをお知らせいたします。

続きまして、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

まず初めに、来庁していただいている委員を御紹介いたします。

会長の田中委員でございます。

○田中会長 田中です。よろしくお願いします。

○関計画課長 続きまして、規制部会長の下村委員です。

○下村部会長 下村でございます。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 では、ウェブで御参加をされている委員の方々につきまして御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしましたら、ミュートを解除してお返事いただきますようお願いいたします。順番は、委員名簿順にお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。各委員、よろしくお願いします。

(各委員の点呼、紹介)

○関計画課長 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、定足数について御報告をさせていただきます。冒頭申し上げましたとおり、欠員が今1名いらっしゃるという状態ございまして、現在の審議会委員及び臨時委員の総数は37名でございます。ただいまの出席者数は34名ございまして、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を御紹介いたします。画像には映ってございませんが、音声のみとさせていただきます。

まず、環境局長の栗岡でございます。

○栗岡環境局長 よろしくお願いいたします。

○関計画課長 次に、自然環境部長の近藤でございます。

○近藤自然環境部長 よろしくお願いします。

○関計画課長 緑環境課長の松岡でございます。

○松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願いします。

○関計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、田中会長、審議会の開会をお願いいたします。

○田中会長 承知しました。

それでは、第147回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要綱第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたと思います。

まず初めに、委員の皆様へのお願いとなりますけれども、本審議会は「都における自然の

保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりまして「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

では、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○関計画課長 承知いたしました。

事前に送付をさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1は「多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業について」。

資料2は、規制部会での議論。

資料3は、自然環境保全計画書概要版。

資料4は、主な許可条件（案）【骨子】となっております。

資料の説明は、以上でございます。

○田中会長 それでは、これより議事に入ります。

まず、規制部会に付託しました諮問第461号「多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業について」、審議いたします。

では、事務局からの資料の説明の後、下村規制部会長から審議結果について御報告をお願いしたいと思います。

まず初めに、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず資料1の（1）ページを御覧ください。今回の事業概要をまとめているものでございます。

「1 事業概要」ですが、本件は変更許可申請となりまして、事業者は多摩興産株式会社、場所は八王子西インターチェンジの北西約1キロに位置している八王子市美山町645番地外135筆、事業区域は現行許可約70万平方メートル、変更後は約77万平方メートル、事業内容は岩石の採取でございますが、本変更では太陽光発電施設設置となります。

2番の「主な経過」といたしましては、昭和51年11月に当初許可を取得。直近では平成12年3月に審議会へ付議した後に、審議した上で変更許可を取得してございます。

今回、審議していただく変更許可申請は、令和2年2月14日に都から本審議会へ諮問され、その後、同年8月27日、令和3年2月15日の計2回の規制部会が開催されました。

3番、「敷地の現状」でございますが、（2）ページの別紙①の事業区域の図面を御覧ください。本件の事業区域は、着色部でございます。この図面は採石事業の計画も含めた包括

的なものでございますので、分かりにくい点はあるかと思いますが、御了承ください。

事業区域の中央の黄色の実線部分が、採石場として利用されている部分でございます。採石場周囲の濃い緑色の部分が既存の残留緑地で、クリ・コナラ群落及びスギ・ヒノキ植林地となっております。一部では、林相転換を実施しております。

赤色の実線で囲われた部分は、今回の変更で太陽光発電施設を設置する区域となり、現況は残量緑地となります。こちらは南向きの斜面となっておりますが、この斜面は平成 16 年に土地所有者により伐採され、現在は先駆性低木群落となっております。

南側の青色の実線で囲われた部分は、今回の変更で残留緑地として追加する区域となり、クリ・コナラ群落及びスギ・ヒノキ植林地となっております。

青い点線部は鹿子沢という沢が流れており、今回の太陽光発電施設設置区域の雨水はこちらの沢に放流されます。

続きまして、資料 1 の別紙①と②の事業区域図で事業計画の概要について説明いたします。

まず、そのまま（２）ページの別紙 1 を御覧ください。本件ですが、既存の採石事業区域の残留緑地であります区域北側の南向き斜面に 1,734 キロワット、2 万 1800 平方メートルの太陽光発電施設を設置する計画となっております。本計画によって失われる残留緑地は、南側に新たな残留緑地を追加することで残留緑地面積と緑地率を確保しております。追加する残留緑地については、質が保てるよう維持管理を実施いたします。

太陽光発電施設側には洪水調整池を設置せず、採石事業区域にある既設の洪水調整池の容量を大きくし、放流量を少なくすることで大雨時の沢や河川の流量の増大を抑制いたします。

それでは、続きまして次の（３）ページの別紙②のほうを御覧ください。こちらのほうに、太陽光発電施設設置区域の拡大図を示させていただきました。赤の実線で囲われた部分は、太陽光発電事業区域として改変をする区域でございます。改変区域は樹木の伐採を行い、太陽光発電パネル周辺は草地として管理を行います。

ピンク色の四角が太陽光パネルで、間に碎石による点検路を配置してございます。点検路には側溝、縦配管を配置し、雨水を流下させます。

斜面の下部には浸透柵と水がたまる構造の堆砂範囲を設けまして、自然浸透を促しながら沢へ放流を行うということになってございます。

それでは、（１）ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。５番の「自然環境調査の結果（概要）」でございますが、太陽光発電施設設置予定地内では「希少植物種」としてオニカナワラビ等 5 種を確認しております。

「希少動物種」といたしましては、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物につきまして、表に記載の種を確認いたしました。

なお、哺乳類、クモ類、陸産貝類の希少種は確認されておられません。

「大径木」につきましては、幹回り 150 センチ以上のものを大径木としてございますけれども、太陽光発電施設予定地内では確認されておられません。

続きまして、6 番の「自然環境保全計画書の概要」でございます。

「配慮事項」の欄は、施行規則で定める許可条件の要件となっております。

まず「自然環境への配慮（全般）」の項目でございますが、主な配慮の内容としては先ほど（2）ページの別紙①の事業区域図で見ていただきましたとおり、今回新規に追加する残留緑地については計画によって失われる面積以上の面積分を確保するとともに、点検と管理を行って質を向上することとしてございます。

また、環境と景観への影響を少なくするよう設置場所の検討を行い、太陽光発電施設は斜面の下部に設置し、周囲から視認されることがないように配慮してございます。

次に「必要最小限の土地の形質変更」の項目ですが、太陽光発電施設区域の土地の改変は点検路とパネル基礎部分、浸透施設のみとし、最小限の形質変更としてございます。

次に「土砂崩落対策汚濁水対策」の項目ですが、太陽光発電施設の間の斜面状に設置する点検路は補強土壁工法を用い、施工の際は 30 センチメートル以下の締固めを行い、安定性を得ることとしております。

施工前に斜面の安定性、地盤の性状について確認し、施工後も継続的に管理を行います。

また、点検路には素掘り側溝と縦排水管を設けまして、雨水が適切に流下するよう計画しております。

太陽光施設設置区域の放流による沢や河川への影響を少なくするため、既存の調整池を拡大し、流出量を抑制することで安全性を確保しております。

工事中は、仮設沈砂枠を設置し、沢へ濁水が流出しないよう配慮しております。

続きまして「雨水の地下浸透」の項目でございますが、太陽光発電施設部分以外の斜面につきましては、現状の地表面に生息する草本類を繁茂させ、雨水の浸透を促進していきます。

斜面最下流部には浸透枠を設置するとともに、浅く水がたまる堆砂範囲を作ることで雨水がさらに浸透するよう促している計画となっております。

続きまして「行為地内の土壌の植栽利用」の項目でございますが、今回の計画では樹木の伐採後、太陽光発電施設を設置した土地以外の場所は、現状の土壌をそのまま利用する計画

となっております。

次に「動植物の生息・生育への配慮」の項目ですが、太陽光発電施設周辺は広葉樹林化、針広混交林化といった林相転換事業を実施し、質の向上を行います。

採掘区域及び事業区域内の影響範囲で確認されたオニカナワラビなどの注目される植物につきましては、残留緑地等に移植し、保全していく計画としております。

点検路には素掘り側溝を設置する予定ですが、傾斜を緩くすることで山間部に生息するヤマアカガエル等の移動を阻害しないよう配慮してございます。

次に「緑地基準の遵守」の項目ですが、本事業に関わる緑地基準は区域面積の 50%以上を緑地、そのうち 30%以上を残留緑地にすることでございますけれども、本事業では区域面積の 62.6%の緑地を確保し、また、区域面積の 53.0%の残留緑地を確保し、緑地基準をいずれも上回っているということでございます。

最後に、「既存木の保護検討」の項目でございます。150 センチメートルの高さで、幹回りが 150 センチメートル以上あるものを大径木としてございますけれども、今回の太陽光発電施設区域には存在してございません。残留緑地等には大径木は存在しますが、適切に残置する予定となっております。

以上で、説明を終わります。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果につきまして下村規制部会長様から御報告をお願いいたします。

○下村部会長 規制部会長の下村でございます。

私のほうからは、規制部会におきましての審議の内容ですね。経過と、その結果ということについて御報告をさせていただきます。

資料 2 の「【諮問 461 号】多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業について（規制部会での議論）」と銘打たれている一枚物の資料を御覧いただきながらお聞き願えればと思っております。

主な議論といいますか、いろいろと審議をした主たる論点は、ここの一番左に挙げていますとおり 4 点ございました。

まず第 1 は、そもそも残留緑地だった部分が伐採されたということになっていきますので、その経緯ですね。事業主ということよりも地主の方が残留緑地を伐採してしまったということで、その経緯と、それからその再発防止についてはどうするんだというようなことについて検討がありました。

それで、その結果につきましては後ほど資料3を見ていただくとよろしいのですが、資料3は大きく本編と、それから後ろのほうに資料編というものがございまして、資料編のところはかなり付け加えたものもあります。今の伐採の経緯とか、それから再発防止対策につきましては、その資料編の2ページから4ページに詳しく掲載をしていただくというようなことで対応をいたしました。事業主のほうで自社所有地化を進めるというようなことが再発防止の主な論点になっておりますけれども、そんなことを記載していただいています。

それから、2つ目はこの太陽光発電施設の設置場所の適正でございます。最も自然環境への影響が少ないところがちゃんと選ばれているのかというようなことについても確認を規制部会のほうでいたしました。それで、その区域全体の状況がどういう性格を持っているのかというようなことと併せて、その中でこの場所が太陽光発電施設としては適正であるというようなことが、先ほどの資料編の1ページ目のところにその経緯等について記載をしております。

それから3点目、このあたりからかなり細かい議論が始まってくるのですが、1つは「斜面の安全性」で、安定性、安全性という問題でございます。資料2の中段のところにありますとおり、部会の指摘事項というようなことで幾つかございました。伐採された後の切り株が残っているけれども、それが枯死するようなことで不安定にならないかどうかというようなこととか、ひこばえが生じてきたときにそういうパネルに影響がないのだろうかという問題、それからパネルを設置する斜面の土質の安定性ですね。風化岩層がどのくらいからで、どう安定解析を確認しているのかというようなことですか、実際に設置をすることによって斜面の安定性に影響がないのだろうか。斜面崩壊を引き起こすようなことにならないのか。それから、逆にそうした斜面が不安定になることで設置したパネルへの影響も出てくるのではないのかというようなことについて議論がございました。

その議論の結果、報告書への修正につきましては概要版の14ページに「斜面への配慮」、それから15ページに「斜面の管理」とか、それから「地山特性に応じた工法の選定」というようなところに追記をするような形で安全性を確認するという作業をしております。

それで、基本的には切り株が枯死したようなケースはしっかりと取り除くというか、モニタリングをしっかりとってそういったものを取り除いて浸食防止マットを設置するといったような対策を行うということ。それから、ひこばえが成長した場合にはしっかりと刈り取りを行いますというようなこと。それから、事前のボーリング調査の結果から、安定性と安全性について確認を行ったうえで、同時に、設備設置の施工に際しましては現地地盤の調査をしつ

かりもう一度行って、しっかりした安定基盤の上に設置をするというような工法についても付記をしていただいています。

いずれにしても、斜面の安定性についてしっかりモニタリングを行っていただくというようなことを付記するという形で対応をいたしました。

それから、「雨水排水」の流れというか、経路の再確認に関しても議論がございました。部会の指摘事項のところを見ていただきますと、伐採によって表面流出が大きくなる。当然、設置パネルの上にも降雨があって、それがやはり流出しますので、そういったものが鹿子沢とか、その下流へ影響しないのかどうかということの確認。それから、そうして増えたもの等については調整池を設置することで対応するということなのですが、調整池は既存のものを拡大して使うという形になっていまして、施設を設置した側に調整池があるわけではない。その辺りのことがしっかりと解析の中に盛り込まれているのかどうかというようなことを、専門の委員の指導に基づいて再度検討していただいております。

それで、計画書の概要版の 65 ページから 68 ページにその辺りの計算の解析の様子について、式等について再度記載をするというようなことをしております。

それから、先ほども出てまいりましたが、堆砂範囲ですね。その構造とか、水の流れの詳細についても一度きちんと検討する必要があるということで、それにつきましても専門家の御指導に基づいて再度確認をいたしました。これは資料編の 9 ページから 13 ページのところですけども、これについてもかなり詳細に書き加えるというようなことで対応しております。

以上のように、いろんな懸念事項が規制部会の方では出されまして、それについてはそれぞれ専門家に御相談をしながら再度確認をしていくという作業を行いました。こうしたことの確認の下に規制部会としては許可条件を付した上で、設置の許可相当であるというふうに判断をいたしまして、この審議会に諮るという結論に至りました。

規制部会での議論は、以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局より許可条件について説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、許可条件について説明をさせていただきます。

資料 4 を御覧ください。「多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業の主な許可条件（案）【骨子】」となっている資料です。ここでは、本事業に対し、特に付しました許可条件でございます特記事項の条件、特記条件のうち主なものを記載してございます。

まず（全般）的な事項といたしまして、自然環境保全計画書の内容等を踏まえ、貴重な動植物の保全に留意するとともに、新たに確認された場合には都に報告し、対策を協議すること。

それから、（希少植物の移植）でございますけれども、実施計画書を作成し、都と事前に協議するとともに、移植後はモニタリング調査を実施し、年に1回、都に報告すること。モニタリング調査は事前に実施計画書を作成し、都と協議すること。

続きまして、（残留緑地及び植栽緑地の管理）でございますが、実施計画書を作成し、都と事前に協議すること。回復緑地とありますが、これは広い意味で残留緑地と同じ意味でございますが、それにつきましても適切な維持管理に努めること。また、モニタリング調査を実施し、年に1回、都に報告すること。そのモニタリング調査につきましては、残置により保全する希少植物も対象とし、事前に実施計画書を作成し、都と協議すること。

続きまして、（調整池の維持管理）でございますけれども、本件では沢を挟んで両側の集水区域の雨水を一つの調整池が担うこととなるため、調整池の機能を十分確保するよう、しゅんせつなど適切な処理、維持管理をすること。

続きまして、（太陽光発電施設の設置）でございますが、設置前の現地調査を実施した上で地盤の性状、それから施工方法等について具体的な実施計画書を作成し、都へ報告するとともに、工事完了後も実施状況を都に報告することとしてございます。

それから、（事業区域の管理）でございますが、事業区域、残留緑地、採掘区域のそれぞれの境界を明確化いたしまして、残留緑地の維持管理を徹底することとございます。

また、この図面に記載はございませんが、ほかに事業区域、緑地配置図、許可条件を表示板に明記し、施設外周部の見やすい場所に掲示することですとか、許可の日から5年ごとに事業進捗状況の都への報告、こういったものを許可条件としておりまして、特記条件としては8個付してございます。そのほか、全ての事業に対し、共通で適用してございます一般条件を10個付してございまして、合計で18個の許可条件を付しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○田中会長　説明ありがとうございました。

それでは、ただいま下村規制部会長及び事務局から御説明がありました事項につきまして、御意見をいただきたいと思います。御意見はございますでしょうか。

特に御意見ございませんか。御意見のある方は、挙手をお願いしたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員　お願いします。鈴木でございます。

私は経済産業省で環境審査顧問というものを務めていまして、そこでは発電所の環境アセスメントを担当しております。それで、昨年度から新たに太陽光発電についてもアセス要件に合致したものはアセスの審査をすることになっておりまして、現在も何件か審査中であります。そういう案件に比べますと、規模的にはかなり小さいのと、発電の容量が1,730キロワットということですので、最近増えています風力発電などでいいますと、大体風力発電機のちょっと大きめのものが1本分くらいの発電量ですね。そういう規模ですので、環境影響という意味でいうと大きい脅威ではないかなというふうにお見受けしました。

それと、土地の安定性についての検討についてはかなり詳細にされているかと思います。

○事務局　すみません。ちょっとお待ちいただけますか。音声が途切れています。

大変失礼しました。

○鈴木委員　一方で、太陽光発電施設の持続性ということが問題で、この耐用年数を大体何年くらいで考えているのかということと、その耐用年数を過ぎた場合、あるいは事業をやめる際に、この太陽光パネルの撤去、処分、そういうものがきちんに行われるという担保が必要かと思うのですが、その辺の御検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○田中会長　事務局、現時点で何年くらいという時間は分かっていますでしょうか。

○松岡緑環境課長　本件は採石場の区域の中において太陽光発電施設を設置してございますので、基本的には採石場の事業の終了と同時に終わるものというふうに理解をしているのですが、何年耐用年数があるかということについては申し訳ございませんが、確認していませんが、一般的に例えばFIT法の関係でいいますと20年という期間で売電が可能とはなっているのでございますけれども、ただ、本当にここで20年使うかどうかについては申し訳ございませんが、確認ができていません。

○田中会長　鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員　そうですね。ですから、撤去したときの処分が環境上問題ないように行われるようにということを事業者に助言していただければと思います。

○田中会長　事務局、よろしいですね。御要望がございましたので、そのようをお願いいたします。

○松岡緑環境課長　はい。

○田中会長　次に、里吉委員どうぞ。

○里吉委員 よろしく申し上げます。先ほどの鈴木委員の心配と同じことをちょっと考えていたのですけれども、通常、採石場というのはどれくらい使うのかというのは私も分からないのですが、ここもやはり太陽光パネルそのものは20年とか30年もつということでしょうか。

○里吉委員 そこで、ちょっと教えてほしいのですけれども、先ほどの説明で採石場の事業の終了とともに終わるのではないかということだったのですが、採石場のエリアの外に太陽光発電を今回作って、当面はまず売電から始めるという説明をこの多摩興産の方はされているのですね。

そうすると、採石場が終わってここに太陽光パネルだけ残るということもあり得るのか。そうなった場合は、この審議会との関係はどうなるのか。関係なくなってしまうのか。そこから辺はちょっとお伺いしておきたかったのですけれども。

○田中会長 事務局、お答えできますでしょうか。

○松岡緑環境課長 今の予定では、採石事業につきましては2028年まで実施する予定になってございまして、その後は採石事業の場合、通常、結構その期間が更新されるということもあって、その採石事業が行われている間は事業として継続していくというふうに理解しているところでございます。

ただ、採石事業が終わった段階でどうするかにつきましては、今後その段階で検討することになると考えております。

あともう一つ、エリアなのですから、今回太陽光発電を設置する場所につきましては採石事業区域の中に入っておりますので、あくまでもその範囲の中で考えているということでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

里吉委員、よろしいでしょうか。

○里吉委員 ありがとうございます。

○田中会長 ほかにいかがですか。

益子委員、どうぞ。

○益子委員 益子です。

ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、資料1の2ページ目で黄色い枠の中で幾つか着色して色分けされておりますね。それで、薄いグリーンは植栽緑地というのはキャプションが出ているので分かるのですが、肌色と、少し濃いめの茶色、それから何も着色さ

れていないところがあるのですけれども、これはどういう色分けなのでしょう。どういう内容なのでしょう。そこを教えてください。

○田中会長 （２）の資料ですね。

○益子委員 資料１の２ページ目です。

○田中会長 ①ですね。

○益子委員 はい。

○松岡緑環境課長 そうしましたら、資料３に変更箇所一覧というものが最初のほうにあります。

○益子委員 そうしますと、現在採石をしているのは掘削用地と書いてあるちょっと薄い青色でしょうか。そこが今、掘削をしていると考えてよろしいですか。

○松岡緑環境課長 採石は切土のり面と書いてあるかと思うのですけれども、黄色のところは今、切っている最中のところになってございます。

○益子委員 黄色というのは、いろいろ機械か何かの配置図みたいなものが出ていますけれども、そこを今、切っているというところですか。

○松岡緑環境課長 機械があるところはプラントがあるところでございまして、ここはオレンジ色になっているかと思うのですけれども。

○益子委員 聞きたかったのは、先ほども採石事業というのは更新が続くという話がございました。それで、これから先、今ピンクというか、オレンジというか、そこにくくってあるところが今、採石をしているところのように感じるのですけれども、その外側の濃いグリーンのところは拡張されるという可能性はあるのですか。

○松岡緑環境課長 ここは残留緑地として確保している土地でございまして、基本的にここに拡張されるということは想定してございません。

○益子委員 分かりました。では、あくまでもオレンジの線の内側が採石対象であって、更新される場合もこの中での採石にとどまるという考え方でよろしいということですね。

○松岡緑環境課長 基本的にはそういうふうに理解しております。

○益子委員 その後、まだ先々のことで分からないのかもしれませんが、採石跡地というのは最終的には緑地化するのですか。

○松岡緑環境課長 今、御覧いただいている変更前と変更後というものがあるかと思うのですけれども、変更箇所一覧の。

○益子委員 資料２ですか。

○松岡緑環境課長 資料3の2枚目の裏です。表3で「採石事業の変更の概要」とあるかと思うのですが、ここに変更前、変更後とあるのですけれども、基本的にこの変更後というのが最終的な採石場の形態というふうになってございますので、こちらにあるとおり植栽等もこの配置に従って行われるとなつてございます。

○益子委員 分かりました。

ただ、いずれにしても、冒頭ありましたように、最初は事業者が別にいる地主さんから土地を借りて対応していたのが、いろいろな問題があつて100%買い取るという形になるわけですね。そうなった場合、完全に自社所有地ということになりますので、何らかのこういう開発行為に抑えが効かなくなるのかなということを心配しましたのでちょっとお聞きした次第でございます。

○松岡緑環境課長 少し補足させていただきますと、完全に自社有地化するとまでは言つてございまして、基本的にそれを目指しているということでは聞いているのですけれども、今のところ70%くらいの自社有地化になっているというところでございます。

それで、自社有地化しない代わりに、優先買取条項とか、あるいは覚書を結ぶとか、そういったことによりまして、仮に所有者が伐採とかする場合には、事前に事業者のほうに協議してもらつてというような覚書も結びながら残留緑地の確保を図っていくというふうに伺つております。

○益子委員 ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、続きまして山崎委員どうぞ。

○山崎（晃）委員 山崎です。

調査結果の中で陸上動物の哺乳類のところでヒナコウモリ的一种というのが出てくるのですけれども、ヒナコウモリ科の一种でしょうか。もしこれが仮にヤマコウモリだと東京都のレッドリストで Vulnerable (VU)に相当するわけですが、報告では注目種は確認されなかったというふうになってしまっているのですが、近傍で確認されていますし、希少性の動物ですので、何かこういう曖昧な表現でいいのかなというのはちょっと疑問に思いました。

また、なぜ種の確定ができていないのかというところも気になったのですが、バットディテクターのようなものを使って簡易に確認したという理解なのでしょうか。このヒナコウモリ科の一种の扱いが少し気になったので御質問させていただきました。

以上です。

○田中会長 コウモリの扱いについての御質問ですけれども。

○松岡緑環境課長 おっしゃるとおりバットディテクターで確認しているということなのでございますが、資料3の21ページの図面を見ていただけますでしょうか。ヒナコウモリ科の一種というのが、割と事業地でいいますと南側のほうに確認されているということで、今回太陽光パネルを設置するのはこの真ん中にあります一点鎖線のような形で囲ってあるところなのでございますが、その周辺につきましても今回調査はかけているということでございますけれども、基本的にヒナコウモリ科が今、確認されておりますのは、太陽光パネルを設置する区域のより南側のほうということでございますので、そういった意味ではそれほど大きな影響があるとは考えられなかったというふうに聞いているところでございます。

○山崎（晃）委員 図2.2.2-1を拝見すると2か所で確認されているように見えるのですが、南というよりは東側で、距離で言ったら200メートルくらいのところに点が落ちているように見えるのですが、これは違うのですか。

○松岡緑環境課長 そうなのでございますけれども、これは太陽光パネルが設置される区域はもう少し上のほうの一点鎖線の部分になってございまして、こちら調査の範囲には入っているのですが、直接的な影響はないだろうと考えているところでございますが、またこちらの部分については既に採石場として稼働している範囲に入っているということもあって、この稼働しているところで確認されているものですから、太陽光パネルが設置されることによる影響よりは、現在稼働している採石場のほうが大きいだろうということもございまして、そういった意味でこの太陽光パネル設置に伴う影響というのは今の採石場に比べれば少ないのかなというふうに判断したところと考えております。

○山崎（晃）委員 分かりました。恐らく採石場のほうは餌場みたいな形で使っていて、その周辺の森林が例えばですけれども、昼間の休み場所のようになっているのかなと思ったのですが、そういうことであれば結構です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。諮問第461号「多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業」につきまして、本審議会として規制部会長の御報告のとおり、許可条件を付して許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、発言のときと同様にZoomの機能で手を挙げていただけますでしょうか。

反対意見はないですね。ありがとうございました。それでは、特に異議のある方がいらっしゃいませんでしたので、諮問第 461 号「多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業」につきましては、本審議会として許可条件を付して許可相当であるということで答申いたします。事後の事務につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

○松岡緑環境課長　ありがとうございました。今いただきました貴重な御意見につきましては、事業者のほうにも適切に伝えながら、今後も事業を適切に進めていきたいと考えてございます。

○田中会長　よろしく願いいたします。

以上で、本日予定されておりました議事は終了いたしました。そのほか、事務局から御連絡事項等ございますでしょうか。

○関計画課長　特段ございません。委員の皆様、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。また、一部音声が途切れる場面がございました。申し訳ございませんでした。

○田中会長　本日は、大変活発な御審議をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第 147 回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。